

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和4年10月26日(水) 午後1時30分～
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 1階 研修室1～4

出席委員

| | | | |
|------------|-----------|------------|-----------|
| 会長 西坂 秀徳 | 1 番 欠 席 | 2 番 宮脇喜八郎 | 3 番 福田 光宏 |
| 4 番 出口 武美 | 5 番 林田佐知雄 | 6 番 山口 壽博 | 7 番 森 計人 |
| 8 番 西田 博之 | 9 番 入江 政幸 | 10 番 川井 一生 | 11 番 森田 誠 |
| 12 番 清心美由紀 | 13 番 森 重幸 | | |

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏 書記 前田 篤史 峯 彩乃

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
5. 議 事
議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第29号 農業経営基盤強化促進事業による権利設定について
議案第30号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第32号 農業振興地域整備計画変更について
議案第33号 農地のあっせん申出について
6. その他

| | |
|-------------|--|
| <p>事務局長</p> | <p>令和4年度第7回目10月期の東彼杵町農業委員会総会を開催します。本日は農業委員さんが1番の迎委員さんが欠席で、農業委員さんの出席は13名です。推進委員さんは、松葉さんが欠席で、こちらも13名の出席となっております。それでは会長議事進行をお願いします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名委員の指名という事で、12番の清心委員さんと、13番の森委員さん、よろしくをお願いします。4番の報告事項については、本日はございません。それでは5番の議事、議案第28号、農地法第3条の規定による許可申請について、ということ2件ございます。事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>2ページをご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求めます。2件ございまして、まず1件目が所有権移転、無償の所有権移転、贈与になります。千綿宿郷の715-3、現況が樹園地、茶畑です。1筆1,703㎡、右の方に書いておりますけども、持分1/3ずつの共有名義の土地となっております。共有名義を整理するため、去年から整理をされているようでその一環だと思います。備考のところにありますけど、名義を整理するため一旦解約をされ、また機構に出して、貸し付ける見込みとなっております。</p> <p>2件目につきましては、こちらも贈与です。所有権移転、無償、八反田郷の2052、樹園地、1筆659㎡、こちらも共有名義です。持分1/2ずつの共有名義です。譲受人が隣地と一体的に耕作するためということで、4ページの地図を見ていただいたら分かりやすいかなと思うんですが、赤枠のところ申請地なんですが、そのすぐ上の部分、大部分が譲受人が既に作られている農地の一部分が残っていたというので、譲渡人についても去年から名義の整理をされていたので、その一環で贈与されるという内容となっております。説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、ありがとうございます。先般から、ずっと1枚1枚ずつ整理をされているみたいなんですけども、地元委員の森さん何か補足とかございましたらお願いしたいと思っておりますけども、特段なにもないですかね。</p> <p>特段補足とかないという事ですけど、他の委員さんでご質問、ご意見等ございましたら挙手を持ってお願いします。何もないでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> |
| <p>議長</p> | <p>そしたらとりあえず1番の件につきまして、許可することということで賛成の方は挙手をもってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可する事と致します。</p> <p>続いて2番の件につきまして、許可することということで賛成の方は挙手をもってお</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>願います。</p> <p>はい、全会一致で許可するという事で進めさせていただきます。</p> <p>続きまして次の議案に移りたいと思います。議案第 29 号農業経営基盤強化促進事業による権利設定についてということで、事務局より説明をお願いします。</p> <p>5 ページをご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。貸借権の設定という事で、瀬戸郷の 221、田 1 筆 2,064 m²、無償での使用貸借権となっております。期間は 10 年間。備考にありますけども、自身では耕作・管理が難しいということで、借受人も規模拡大をされるということでされております。6 ページが位置図ですね。昭和橋のすぐ近くの圃場になっております。道がかりも良いところです。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。事務局より説明がありましたとおりですけども、この件に関しまして地元委員さんからの補足とかありましたらお受けしますけども、森さん何もないですか。</p> |
| 森重幸委員 | <p>「はい」の声</p> |
| 議長 | <p>その他の委員、または推進委員さんからも何か質問、ご意見等ございましたらお受けしたいと思っておりますけど何もないでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> |
| 議長 | <p>ないようでしたら採決に移りたいと思います。この件に関しまして許可相当ということで賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>ありがとうございます。全会一致で許可することと致します。</p> <p>次の議題に移ります。議案第 30 号農地中間管理事業による農地利用集積計画について、ということで 2 件ございます。事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、1 件目の説明をします。7 ページをご覧ください。</p> <p>彼杵宿郷 1361 番、樹園地、茶畑です。1 筆 2,279 m²、使用貸借権、無償での設定となっております。こちらに関しては期間の更新という事で、全く同じ条件で 5 年間更新するという事を出されております。貸付人は相続人の過半数の同意もとられております。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。インターからずっと上っていった パイロット道路の道端となっております。5 年間の期間更新という事でありますので、これに関してご質問等ありましたらお受けしますけど何もないでしょうか。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>議長</p> | <p>「ありません」の声</p> <p>何もないという事で採決をとりたいと思います。この件に関しまして許可することで賛成される方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致ということで許可する事といたします。</p> <p>続いて2番に移りますけど、松葉さんは退席をお願いします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>はい、2件目です。法音寺郷の1084-2、1128-7、1128-8、1129-1、1129-2、赤木の茶畑5筆で5,653㎡、10年間、5筆で55,000円、反に直すと約9,729円となります。借受人が規模拡大という事で貸借の設定をされております。説明は以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。この件に関しましてご質問等ございましたらお受けしたいと思っておりますけども、何もないでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> |
| <p>議長</p> | <p>この件につきまして、許可すると賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。賛成多数、全会一致という事で許可する事と致します。しばらくお待ちください。</p> <p>はい、それでは次に議案第31号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてということで、2件ございます。まず1件目から事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>10ページご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要綱の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求めます。1件目ですけれども、駄地郷の1000-1、畑1筆252㎡、現在は休耕地となっております。資材置き場への転用となっております。転用事由については、隣接地の宅地を購入するが、現倉庫を事務所に改装予定。資材の置場がなくなるため当該農地を転用して利用する、となっております。11ページが配置図です。高峰公民館の近くです。11ページの下の写真ですが、赤枠で囲んでいる所が申請地で、そのすぐ上の所が譲渡人の家となっております、その上の建物が倉庫となっております。この辺も合わせて譲受人に売るということで、農地部分については転用の許可をとってから売ることになっております。12ページが現況の写真です。休耕地で、②の写真で奥に写っているのが家です。そのまた奥の方に倉庫があります。13ページが許可申請書の原本です。真ん中を黄色で塗っていますけど、字がちょっと小さいので読み上げます。</p> <p>『現在、町内に在住しており、駄地郷978番地の土地建物を購入し駄地郷へ移住します。』ということで、これは譲受人の件です。『建物には現在、一部倉庫がありますが、私の自営業の事務所として用途変更する為、所有している資材・978番地倉庫内保管</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>の物品の保管場所がなくなります。よって隣地でもある 1000 番 1 土地に狩猟用道具、周辺地の整備を行う為の農機具（草刈機械等備品）の保管・管理置場として利用したく申請致します。』といった内容となっております。14 ページが公図です。15 ページが被害防除計画書という事で、土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれを生じさせないための対策としては、そのまま利用するとして、砂利舗装だけして、ほぼ現状のまま利用するという事でした。農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置のところは、ウの水路放流という事で、家と申請地の間に排水路と思われるんですが、水路がありますのでそこに流す計画となっているようです。下の方ですけど、資材置場として利用し、汚水等の発生もなく、雨水排水についても側溝などの整備がされている為、被害の恐れはないという事です。16 ページが資材置場の事業計画書ということで、1 番が現在の状況で、2 番ですけども申請地の必要と利用計画ということで、(1) が現在、資材を保管する予定の建物を事務所として利用用途を変更するにあたり、保管する予定の資材置場がない為。(2) の計画につきましては、箱罫を 10～15 個とか、その他猟具、農業用道具を入れたいとなっております。一番下の 5 のその他のところですけども、『現在、地元の猟友会に所属し、狩猟及び猟友会で害獣駆除など手伝いを行っております。駄地郷 978 番地に移住し、隣地でもある当地を猟具、周辺地を管理する為の備品（草刈り機、その他剪定用具等）を保管・管理・修理等を行う場所を求めたく申請を行います。』となっております。17 ページが配置図です。赤の丸で囲んでいるところが転用をされる土地です。プレハブの倉庫ですとか、罫置場にしたいという内容になっています。上の一部保管庫と書いているところを事務所に換えるという事でした。</p> <p>仲介の行政書士さんに聞いたところによると、IT 系というかインターネット関係のお仕事をされていて、来客もあるということなので、先の農用地除外の時に出てきますけど、一部保管庫の右の方の、四角の部分の土地ですけど、ここも譲渡人の土地で、農振農用地に入っているんですけど、先ではここでも転用して、お客さんが来られるという事で駐車場にしたいという事でしたので、先の事案で出てきますけれども、農用地を除外してその後転用をかける予定となっております。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。この件に関しましては、本日現地確認の方を行っております。まず初めに地元委員の林田委員さん、何か補足とかございましたらお願いしたいと思いますけど</p> |
| 林田委員 | <p>5 番の林田です。今日現地調査を会長さんと農業委員会の方と、それから当番になっている方と回って見てきました。特に問題のあるっていう場所ではなく、今言われたように箱罫とか置くという事で、周辺も家もなく、特に問題はないのかなと思いました。以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございました。本日、現地確認という事で森委員さん、それから入江委員さんという事で、一緒に行ってもらっています。補足とか、説明とかありまし</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>たらお願いしたいと思いますけど、森委員さんないですか。</p> |
| 森計人委員 | <p>ないです。</p> |
| 議長 | <p>ないですか。入江委員さんはありますか。</p> |
| 入江委員 | <p>大丈夫です。</p> |
| 議長 | <p>大丈夫ですか。今林田委員さんの方から言われたとおりで、特段問題はないかなという事で。家の下に水路があって、その水路も部落の人と一緒に管理をするという話をされているそうで、いろいろ草払いとか掃除とか、地域住民の方と一緒に作業をした中でこの土地を転用したいという事だったんで、特段問題ないかと思って帰ってきておりますけど、この件に関しまして皆さんから何かご質問とかございましたらお受けしますけど、挙手を持ってお願いしたいと思います。ご質問ないでしょうか。</p> |
| 富永推進委員 | <p>富永です。私、隣の見える所にいるんですけど、大体いくつぐらいの方なんですか。</p> |
| 事務局 | <p>40 ぐらいです。</p> |
| 富永推進委員 | <p>若いんですね。はい、それだけです。</p> |
| 議長 | <p>その他ご質問とかないでしょうか。ないようでしたら採決の方に入りたいと思います。この件に関しまして、許可相当という事で、許可してもいいと賛成される方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、全会一致で許可相当ということで県の方に上達したいと思います。2 件目の方、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>2 件目ですけど、10 ページの表で説明をしますので、戻っていただいて 10 ページよろしいでしょうか。2 件目、彼杵宿郷の 321-1、東町です。1 筆 96 ㎡。月極駐車場 8 台分の転用となっております。近隣のアパート及び個人住宅の 2 台目、3 台目として需要があるためということで、備考については宅地部分が併用地であります。彼杵宿郷 321-2、322-1、322-2、323 を含めて月極駐車場 8 台分に転用となっております。一応書いていますけど、赤道と 323（現況道路）は後々、町と交換する予定ということで、323 の一部分と赤道の部分を交換する予定であると、今回併用地に含まれているようです。譲受人が奈良の方なので、どういうご関係ですかねと聞いたんですけど、段差があって、整地をする業者の親戚の方と話があったようです。それでは内容ですが、総会資料の 18 ページからです。場所は町営住宅の下川団地のすぐ近くになっております。19 ページが写真です。外から見たのが①で、中の方にあるのが申請地、手前の方が併用地として使われるという事です。次のページです。20 ページ、④の写真を</p> |

見たら段差があるのが分かっていただけるかなと思うんですけど、この高さは盛土をする計画になっております。21 ページが申請書の原本です。真ん中ら辺に黄色で付けておりますけども、駐車場用地という事で、当該農地を購入し、8 台分の月極駐車場を造る為となっております。下の方には、併用地があります。22 ページは公図です。水路とかはここでは見えないんですけど、横を赤道が通っております。この点は後で説明します。23 ページが被害防除計画書です。上の方、盛土を行うということで、最高 0.7m、最低 0.3m ということで、さっきの段差部分が最高 70 cm 程度なのかなというところなんです。真ん中あたり、黄色で付けておりますけど、南東側の農地との境界はブロック擁壁を設ける為、被害の発生の恐れはありません。これは多分南西の間違いだと思うんですけども、農地が奥の方にありまして、そことの境にはブロック擁壁を設けると、現地では確認するのを忘れていたんですけども、こういう対策もとられる予定となっております。水路放流と、下の方、『駐車場として利用で建物の建設ありませんので被害のおそれありません。』となっております。24 ページが駐車場の利用計画です。駐車可能台数が 8 台ということで、砂利舗装で 8 台分の駐車場という予定になっております。25 ページが計画平面図です。①から⑧まで、ここまでが駐車場で、その右側に赤道部分があります。右側からずっと、反対の L 字のように折れ曲がっております。図面で見ると左側です。側溝と書いてありますが、雨水を流すための側溝をここに新設されるという事で、排水対策をとるという事でした。26 ページは断面図です。見にくいんですが、右側にある、AA' の断面図のところ、左側のブロック塀の向こう側が農地です。ずっと右の方に行くと、一番最後に町道があるということで、青の線が現況となると思うんですが、ちょっと下がっていて、赤の線まで埋め上げるようになっておりまして、農地よりも高くなるという事で、27 ページにもありますが、319 番地と 320 番地が農地、こちらの同意は貰ってあるんですけど、今日委員さん達からも話があったんですが、この農地に支障が出ないような対策をきちんととってもらうようにしてください、後は海側からも農地入れるんですけど、赤道等をしっかり確保していただいて、使う方に支障が出ないようにという事もお伝えしております。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。この件につきましても本日現地確認を行っております。本日の当番委員あられます 7 番の森委員さんお願いします。9 番の入江委員さんお願いします。

森計人委員

7 番の森です。先ほど事務局から説明があったとおりで、段差がありますので上げて側溝を作るということだったんで、側溝が近いから、もうちょっと上げないといけないんじゃないかなと思って。

その時図面見てなくて考えてなかったんですが、もうちょっと上げて水が流れるようにしてくださいという事と、横に農地がありますので、通れるような状況にしてくださいという事でお願いはしたんですが、そこを見落としていまして、そこをお願いしまして、後は赤道ですかね、そこを残すようにお願いしてあります。以上です。

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>ありがとうございました。入江委員さんお願いします。大丈夫ですか。下野さんもいいですか。大丈夫ですか。</p> <p>今説明があったとおりですけれども、この件に関しましてご質問とかありましたらお受けしますけれども、何かないでしょうか。ないようでしたら採決に入ってよろしいでしょうか。</p> <p>「はい」の声</p> |
| 議長 | <p>それではこの件に関しまして許可相当ということで賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致という事で許可相当と県の方へ上達したいと思えます。それでは続いて議案 32 号農業振興地域整備計画変更についてということで事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>28 ページご覧ください。この議案につきましてははですね、改選してから初めてになるので、簡単に説明をしますけれども、農振農用地、農業用の指定を入れるところは、除外とか編入をするのは県の許可になるんですが、町から県に進達するにあたって、農業委員会とか、農協さんとかの承認を得てから意見書を付けて進達をするという事で、それを決定する為に議案として挙げております。それでは内容に入ります。</p> <p>農業振興地域内整備計画変更に対する意見について、標記の件について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき、東彼杵町長より令和 4 年 10 月 14 日付け 4 東彼農第 105 号により申し出がありましたので、審議願います。</p> <p>編入と除外が 1 件ずつございます。まず編入についてですが、所在地が駄地郷 51-1、53-3、59-1、田 3 筆合計で 1,999 m²です。変更の目的としては、中山間地域等直接支払交付金制度活用のためということで、中山間の交付金を使う為に農用地に編入するという内容になっております。29 ページからが資料ですが、赤枠で囲んでいる所です。今黄色で塗られている所、ここが今既に農振農用地になっている所です。周りの農地もなっていて、ここも含めて中山間に入れたいという事でした。30 ページが計画書です。ちょっと飛ばして 3 番です。現在の土地の利用状況、水稻の栽培となっております。4 番、編入後の事業計画という事で、農用地区域に編入することにより、中山間地域等直接支払交付金の制度等を活用し周辺農地と一体的管理による地域保全を行おうとするものである。ということで、31 ページ 32 ページ写真ですけれども、水田部分を農用地に編入したいという内容となっております。続けます。</p> <p>次が除外です。こちらにつきましては、さっきの転用と関連しております。農用地の除外という事で、基本的に除外は難しいところがあるんですけども、その後の計画とかがしっかりしているとか、既に非農地化している所とか、今回の申請地みたいに飛び地になっている所とか、こういう所は除外も比較的出来るということで、33 ページの図面ですけど、赤で囲んでいる所が申請地です。周りにも黄色がありますけど、比</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>較的飛び地になっているというのと、端という事もありまして外しやすいのかなという事です。34 ページからが計画書ですが、駄地郷の 979 番、173 m²。4 の事業計画等</p> <p>(1) 当該申請地を駐車場として利用しようとするものである。ということで、この先で転用をかけられるとなっております。譲受予定者が事業用の駐車場として使いたいということで、その前段として農振農用地を除外したいという計画となっております。下の (3) 事業計画者は、これは譲渡人のことですが、現在県外に在住しており年に数回土地建物管理に来県されていた。今回計画地及び土地建物を管理する人材が現れたこと、またその管理する人材は来客が多く駐車場が必要となった。申請地は既に遊休農用地となっており、今後も耕作の見込みが無いため、妥当と判断する。下の方④で、申請地周辺は農用地が多く存在するが集団化された農用地ではない。飛び地ということ。当該地を駐車場用地としても、農用地の分団、用途の混在等を招く恐れはなく、周辺の農用地への影響はないと判断されます。36 ページが写真です。先ほどのお家のすぐ上のところなんですけど、ここを砂利舗装だけして、3 台停められるようにしたいという内容となっております。38 ページが図面です。丸で囲んでいる所が今回除外をして駐車場に転用をしたいとなっております。2 か月後ぐらいに転用の申請が今度議案として出てくるんですけど、同じような資料がくるかなと思います。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。この件に関しまして、まずは 355 番の編入です。編入につきましては、あまり問題はないと思いますけど、この件に関しまして質問とかご意見ありましたら挙手を持ってお願いします。</p> |
| 山口委員 | <p>6 番の山口です。参考に、申請者の年齢と、子供さんがおられるか、跡取りさんがおられたら、おられるところを教えていただけたら、というのは、入られるのは、多分簡単に入られると、ごめんなさい、除外はなかなかできないという事で、後が長くないのに入られたら後が大変かなとちょっと思ったもので。一応参考までに教えてください。</p> |
| 渡邊推進委員 | <p>推進委員の渡邊です。この件につきまして私たちは中山間の管理をしているものですから。年齢的には、70 ちょっと後半、そしてお子さんたちは女性の方が多くて、そして県外に多分出ていかれていると思うので、多分、年齢が来たら作業もできなくなるから、まわりで応援して、手伝おうかという事で、入ってもらったんですけども。まわりの方たちも、私たちも対応している感じでも結構高齢者の方たちも多くて、私たちが農業をやられていない方でも若い方を少しでも、作業を荒らさないようにしようとまわりで、 そういう方向で持ってまいりました。</p> |
| 山口委員 | <p>よく分かりました。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございます。他にこの件に関しまして質問等ないでしょうか。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ないようでしたら採決に入って、変更番号 355 番の件に関しまして、許可相当ということで、賛成の方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、全会一致という事で賛成多数という事で、許可相当と県の方に上達したいと思います。続きまして 356 番の除外に関しまして、また質問ご意見等ございましたら、お受けしますけど挙手を持ってお願いします。</p> <p>何もないでしょうか。それでは採決をとりたいと思います。変更番号 356 番の除外の件に関しまして、賛成される方は挙手を持ってお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致という事で、賛成という事で、許可相当という事で、県の方へ上達したいと思います。続きまして議案 33 号農地のあっせん申出についてという事で事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>39 ページご覧ください。標記の件について、下記のとおりあっせんの申し出がありましたので、審議願います。農地が彼杵宿郷の 2379-1、赤木です。茶畑、5,256 m²、売買とか賃借の価格については要相談とされており、備考に書いておりますけど、今年の 8 月に解約をされたと、借りられていたんですけども、霜が当たるという事で、解約したいという事で、出されておまして、その時点ではまだあっせんには出されていなかったんですけど、今回正式に出されて、事務局からも何人かあたたったんですけど、なかなかうんって言うてくださる方がいらっしゃらなくて、委員さんたちの力を借りて探す事になるようです。説明は以上です。</p> |
| 議長 | <p>ありがとうございました。場所が、一番最後のページの写真を見てもらうと分かると思いますけども、丁度ロータリーがあるところなんですけど、ここが結構視察でも来られた時にここに車止めて見たり、検査の時結構大事なところでもありまして、是非どちらか入っていただける方がいらっしゃればということで思っております。一応あっせん委員という形をとりますけれども、あっせん委員以外の方でもお茶農家とか、茶の知り合いがいらっしゃったらお声掛けしていただければ助かるかなと思っております。一応あっせん委員という事で、私も地元ですので私も入りますけども、よろしかったら福田委員さん手伝っていただいて、あと良かったら推進委員の森さんも一緒に、お声がけをしていただければと思います。今のところここはまだ何も反応がないようですね。</p> |
| 福田委員 | <p>隣に畑がありますけど、この方なんかは訪ねておられないでしょう</p> <p>言っております。</p> |
| 議長 | <p>栽培管理の仕方でもうちょっと遅くにできても良いって感じの仕方をすれば、霜がそんなに当たらないのかなと。昔は太ノ原の人が二人で作っていらっしゃって、その頃は霜より道から入ってくる水の方が苦勞していらっしゃいました。そういうことで、この土地の良いところも宣伝に入れてもらって。</p> |

| | |
|--------|--|
| 前平推進委員 | <p>4 番推進委員の前平です。先日届出者とお会いしまして、今日農業委員会があることをご存じだったみたいで、もうとにかく借りの方が良いように、造成とかもいろいろするのも構わないので、是非良いようにしてもらっていいのでよろしくお願ひしたいという事でした。伝えておきます。</p> |
| 議長 | <p>誰かいらっしやったのかなと思いました。そういうことで、他の委員さんも、今お茶が終わっているからお茶関係者に優先的に話をしていけないのかなと思うんですけど、何か作りたい人がいらっしやったら、ちょっと頭の片隅に置いて話をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、福田さんも森さんも合わせてよろしくお願ひします。</p> <p>議案については以上です。</p> |
| 議長 | <p>冒頭に言いました、農業新聞の電子版なんですけど、最終的には新聞のような、新聞の画面が映るという事なんで、携帯で文字を読むのは、読みにくいのかなと思いました。パソコンとかでしたら、結構見れるのかなと。農業新聞って検索してもらって、電子版っていう所に入っていくと、入っていく時に、新聞に付いている帯風なものがあるんですよ、名前の下に、右下に番号が書いてあるんですよ、9 桁ぐらいの。42 の、多分 42 が長崎県の意味かなと思っているんですが、42 いくらっていう番号が、それを入れて入って、あとメールアドレスを入れて、一応入った後に申し込みがあって、申し込みのその、新聞をとっていたら、電子版は無料で見れますから、そこをした時に、農業新聞をとって無料版で見るというのを選択した時に、メールアドレスを入れて、このパスワードがかえってきて、それを入れて、ログインするっていう形で、農業新聞の画面が見れるっていう形ですね。この方法までは一応見れはしますので、使い勝手次第かなと。今新聞をとっている人は無料で見れます。電子版だけでいいっていう人は若干安くなる、月だけでいけば 700 円くらいになるかと思います。切り替えについてはもう一回確認をしなくてはいけないので、今年度末になるのか、月々で出来るのか、よく分からないんですけど、新聞をとっているけど、電子版だけでいいっていう人がいらっしやったら、されてもいいですし、逆に新聞はとっているけど、他所で電子版で見たいって人は、それぞれで見てもいいのかなと思いますので、是非見てください。農業新聞については以上です。</p> <p>その他の件について、他に皆さんからないですかね。</p> |
| 清心委員 | <p>皆さんこんにちは、10 月の 24、25、月、火で、九州大会沖縄大会が女性部の大会が福岡県で行われ行ってまいりました。女性投与の推進の取り組みについて話し合いがありました。長崎県は全農業委員で女性委員の投与はありますが、余所の県ではないところがあって、そこをなくしようという話でした。次年度は全国で約 1,200 委員の改選が控えておりますので、新しい人の確保と話し合いがありました。他の県の女性のパワーは凄く迫力があり、長崎も頑張らなくちゃいけないと思って帰ってまいり</p> |

| | |
|------|---|
| | ました。 |
| 議長 | ありがとうございました。お疲れ様でした。 |
| 山口委員 | すみません、参考にちょっと聞きたかったんですけど、今一ヶ月に10回農地パトロールをしてみんな書いていただいていると思うんですけど、5月ぐらいから10月ぐらいまでは、水稻で大体、かなり自分たちの部落は書けたんですけど、これから先冬場になって、何を見て書いたらいいかなって、ぼちぼち何もなくなり始めて、それは、はっきりしたことは言い切れないですけど、こういうのはどうですかっていうのを教えてくださいできれば助かります。 |
| 事務局 | 何か作ってなくても別にいいです。次の田植えまで休耕しているという状態の圃場でもいいんですが、通って見てもらえれば、それで現地を見たという事で、記録してもらって結構なので、それが一番簡単かなと。 |
| 議長 | その他皆さん方から何もないですかね。ないようでしたら、7番の次回総会開催予定日という事で、令和4年11月25日金曜日13:30、何もないければ13:30からという事で案内が来るかと思います。それでは10月期の総会をこれで終了したいと思います。大変お疲れ様でした。 |